

騒音に係る環境基準の類型を当てはめる地域の指定

広島市告示第116号

平成24年3月30日

環境基本法（平成5年法律第91号）第16条第2項の規定により、騒音に係る環境基準について（平成10年環境庁告示第64号）に規定する地域の類型を当てはめる地域を次表のとおり指定し、平成24年4月1日から施行する。

広島市長 松井 一實

地域の類型	地域の区分
A	都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号に規定する第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域又は第2種中高層住居専用地域の定めのある地域
B	都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号に規定する第1種住居地域、第2種住居地域又は準住居地域の定めのある地域及び用途地域の定めのない地域（C類型に該当する地域を除く。）
C	都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号に規定する近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域又は工業専用地域の定めのある地域並びに佐伯区湯来町のうち大字下（字宇佐・字津伏及び字久日市の地域に限る。）、大字伏谷（字今山（137番地の1から137番地の55まで・145番地・146番地及び149番地の地域に限る。）及び字岡野原（778番地の1から778番地の14までの地域に限る。）に限る。）の地域
備考	この表に掲げる地域（用途地域の定めのある地域及び用途地域の定めのない地域として表示された地域を除く。）は、平成17年4月25日における町、字又は地番の区域によって表示されたものとする。